

# 第 21 回 横須賀市景観審議会

市街地整備景観課

■平成 27 年 8 月 3 日（月）13:30 から

■横須賀市消防局 3 階第 3 会議室

□次第

## 1 開 会

## 2 議 事

- |                                       |      |
|---------------------------------------|------|
| (1) 平成 26 年度景観法・景観条例等の運用状況について（報告）    | 資料 2 |
| (2) 平成 26 年度屋外広告物条例の運用状況について（報告）      | 資料 3 |
| (3) 景観重要樹木の指定方法について（審議）               | 資料 4 |
| (4) 平成 26 年度景観審議会専門部会議事案件について（報告） 非公開 | 資料 5 |
| (5) 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について（報告） 非公開    | 資料 6 |

※原則、公開審議となりますが、議事（4）、（5）については、個人情報保護の観点から非公開となります。

## 3 閉 会

### 事前配布資料

- |      |                             |        |
|------|-----------------------------|--------|
| 資料 1 | 横須賀市景観審議会委員名簿               |        |
| 資料 2 | 平成 26 年度景観法・景観条例等の運用状況について  |        |
| 資料 3 | 平成 26 年度屋外広告物条例の運用状況について    |        |
| 資料 4 | 景観重要樹木の指定方法について             |        |
| 資料 5 | 平成 26 年度景観審議会専門部会議事案件について   | ・・・非公開 |
| 資料 6 | 資料 8 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について | ・・・非公開 |
| 資料 7 | 横須賀市景観審議会規則、横須賀市景観審議会運営要領   |        |

### 当日配布資料

- 1 横須賀市景観計画・景観条例パンフレット
- 2 景観づくりの手引きパンフレット
- 3 よこすか景観ニュース 第 15 号
- 4 よこすか都市景観協議会賞第 5 回受賞集
- 5 横須賀の景観づくり

第 21 回 横須賀市景観審議会

資料 1

横須賀市景観審議会委員名簿

---

## ○横須賀市景観審議会委員

(敬称略・50音順)

- かわかみ としあき  
 ・河上 俊昭 事業者  
 一般社団法人神奈川県広告美術協会理事
- きくたけ ゆき  
 ・菊竹 雪 学識者（広告物、グラフィックデザイン）  
 首都大学東京システムデザイン学部インダストリアルアート  
 コース教授
- くどう ゆきひさ  
 ・工藤 幸久 事業者  
 横須賀商工会議所 産業・地域活性課長
- くによし なおゆき  
 ・国吉 直行 学識者（都市デザイン）  
 （景観専門委員） 横浜市立大学国際都市学系まちづくりコース特別契約教授
- こばやし まさみ  
 ・小林 正美 学識者（建築）  
 （景観専門委員） 明治大学理工学部建築学科教授  
 株式会社アルキメディア設計研究所主宰
- そね こういち  
 ・曾根 幸一 学識者（建築、ランドスケープ、都市計画）  
 芝浦工業大学名誉教授  
 環境設計研究所主宰
- たぐち あつこ  
 ・田口 敦子 学識者（広告物、グラフィックデザイン）  
 多摩美術大学名誉教授
- とみざわ きみえ  
 ・富澤 喜美枝 学識者（歴史を生かしたまちづくり）  
 横須賀建築探偵団代表  
 うわまち教会建物応援団事務局  
 三浦郡豊島町をもっとよく知る会代表
- ますだ つとむ  
 ・増田 務 事業者  
 よこすか都市景観協議会会長
- まつした けいち  
 ・松下 啓一 学識者（法律）  
 相模女子大学人間社会学部教授
- みやがわ まさこ  
 ・宮川 雅子 公募市民
- やまはた のぶひろ  
 ・山畑 信博 学識者（環境デザイン）  
 東北芸術工科大学デザイン工学部建築・環境デザイン学科教授
- よしだ しんご  
 ・吉田 慎悟 学識者（色彩）  
 （景観専門委員） 武蔵野美術大学造形学部基礎デザイン学科教授  
 (株) カラープランニングセンター 顧問  
 (有) クリマ 代表取締役  
 横須賀市色彩アドバイザー

○横須賀市景観審議会事務局職員

市街地整備景観課長

しゅどう のぼる  
首藤 昇

市街地整備景観課景観係長

さかい たかひろ  
境 高宏

担当

わたなべ めぐみ  
渡辺 恵

市街地整備景観課屋外広告物係長

えんどう もりひさ  
遠藤 盛久

担当

いわさき じゅんこ  
岩崎 純子

平成 26 年度景観法、景観条例等の運用状況について

---

○景観法・景観条例等の運用状況

平成 27 年 3 月末現在

		前年度まで	H26 年度	累計	備考
景 観 条 例	眺望点指定	2 件	0 件	2	・中央公園眺望点 ・くりはま花の国眺望点
	景観推進地区指定	1 件	0 件	1	・横須賀見晴らしの丘 景観推進地区
	地区景観協議会認定	0 件	0 件	0	
	景観審議会開催	1 9 回	1 回	2 0	
	専門部会開催	1 1 4 回	1 2 回	1 2 6	毎月 1 回開催
	民間の建築等計画	1 2 1 件	8 件	1 2 9	
	公共の建築等計画	2 7 件	1 件	2 8	
	建築等計画以外	1 2 6 件	1 0 件	1 3 6	景観法や景観条例の運用等
	表彰	3 4 件	0 件	3 4	国際海の手文化都市よこす か景観賞(平成 25 年度終了)
	助成	0 件	0 件	0	
	勧告及び公表	1 件	0 件	1	
	文章による指導		1 件	1	
	景観協議	4 2 8 件	1 4 5 件	5 7 3	H21.7.1 より
景 観 法	届出及び通知	1 1 6 0 件	1 7 2 件	1 3 3 2	
	景観重要建造物指定	0 件	0 件	0	
	景観重要樹木指定	2 5 件 (170 本)	1 件 (12 本)	2 6 件 (182 本)	
	景観重要公共施設の 整備に関する事項	1 件	0 件	1 件	うみかぜの路景観重要道路
要 綱	色彩協議	3 9 2 件	1 8 6 件	5 7 8 件	景観法届出対象以外

1 景観法・景観条例等の指導について

(1) 景観パトロールの実施

(25 回実施 47 件指導、その内 30 件景観法届出対象)

足場の掛かっている景観法の届出が必要となりそうな建物に対し、直接現場で手続きを行うよう指導をしている。

(2) 文章による指導 (1 件)

完了検査の結果、建築物の外壁に塗装されている色彩が横須賀市景観計画で定められている色彩基準に適合していなかったため、是正するよう文章による指導を行った。

結果、色彩基準に適合する色彩に是正された。

## 2 景観法・景観条例等の周知について

- (1) 広報よこすか記事掲載 (10 月)
- (2) 市内塗装業者および市登録建設業者へDM (10 月)
- (3) よこすか優良設計事務所協議会の講習会 (6 月)
- (4) 景観パトロール (随時)

## ○横須賀市景観条例の改正および横須賀市景観計画の変更

平成 26 年度に改正及び変更の手続きを行い、平成 27 年 7 月 1 日より施行している。

### 1 景観条例の主な改正点

国又は地方公共団体が行なう行為について、民間同様に事前協議を行うこととした。

### 2 景観計画の主な変更点

- (1) 色彩基準を超える色彩（アクセント色）を使用できる割合を明確にした。
  - ・ 変更前：各立面の開口部を除く 10%以内
  - ↓
  - ・ 変更後：各立面の 5%以内（開口部含む）
- (2) 色彩基準を超える色彩を使用した計画でも、景観審議会の意見を聴き、市長が特に景観に優れていると認めた場合は、色彩基準の適用除外とする。

## ○景観法・景観条例等以外の景観に関する業務

### 1 景観推進指導業務（19 件）

主な指導

- (1) うみかぜ画廊に関するデザイン指導
- (2) ウォーキングロードの整備（サイン設置）のデザイン指導
- (3) サインデザインマニュアルの指導業務（随時指導）



うみかぜ画廊



ウォーキングロードサイン

## **2 地域毎の景観指導に向けた業務**

- (1) 横須賀中央エリアのまちづくりを検討する会議の開催
- (2) 海辺ニュータウンガイドライン移管に向けた調査の実施
- (3) 西地区主要道路の景観重要道路指定に向けた調査の実施

## **3 よこすか都市景観協議会の運営業務**

- (1) よこすか都市景観フォーラムの開催
- (2) よこすか都市景観協議会賞の表彰
- (3) よこすか景観ニュースの発行、HPの更新



平成 26 年度屋外広告物条例の運用状況等について

---

## ■ 屋外広告物安全点検の実施について

本年2月15日、札幌市中央区のビルから、看板の一部である金属製部品が落下し、近くを歩いていた女性に当たる事故が発生しました。新聞報道等によりますと、被害者は意識不明の重体で、設置者は業務上過失傷害容疑で警察署から事情聴取されているとのこと。

本事故を受けて全国的に安全点検が実施されたところですが、本市においても看板の危険性について注意喚起することを目的とし、安全点検を実施しました。今回の安全点検は法令等に基づくものではなく、設置者に対して協力を依頼したものです。

なお、被害者の状況及び捜査の進展に関しては特段の動きはありません。

### 1、対象物件

- (1) 許可を受けた屋上広告塔、屋上広告板、壁面広告、袖看板、広告塔、広告板で、平成17年3月31日以前に設置されたもの（平成27年3月31日を基準日として設置後10年以上経過したもの）
- (2) 対象物件を掲出している対象設置者がその他掲出している落下等により公衆に対する危害を及ぼしかねない屋外広告物

### 2、対象申請者数

164人（中83人報告あり：報告率50%）

### 3、対象許可数

287件（中146件報告あり：報告率51%）

### 4、対象物件数

1,816物件（中543物件報告あり：報告率30%）

### 5、その他注意喚起

- (1) 広報紙による啓発（事故直後）
- (2) ホームページによる啓発
- (3) 継続申請時の啓発
- (4) 広報紙による啓発（H27屋外広告の日キャンペーンに併せて実施予定）
- (5) ポスターによる啓発（H27屋外広告の日キャンペーンに併せて実施予定）

### 6、今後の検討事項

- (1) 安全点検項目の精査
- (2) 安全点検計画の必要性

# ■ 屋外広告物現況調査の実施について

現在市内には多くの屋外広告物が掲出されています。屋外広告物条例に則って設置するよう指導していますが、未申請物件や基準不適合物件など問題を抱えた物件も数多く存在し、これからの対応が課題となっています。また、全国の自治体が同様の問題を抱えている中、現状の把握をどのように行っていくかも課題となっています。そこで、それぞれの課題に対応するにあたって、屋外広告物が適正に設置されているのか現状を把握する目的から、地域特性の違う下記2地点を調査対象に選定して現状調査を行いました。

## 1、調査の対象地区

### (1) 中心商業地区

- 【調査年月日】 平成 26 年 7 月 8 日・15 日
- 【調査箇所】 千日通りの一部 (約 350m)
- 【調査結果】
 

広告物総数	668 件
屋外広告物総数	551 件
違反広告物数	139 件
適正掲出率	74.77%

広告物総数(668件)					
屋外広告物総数(551件)					屋内表示 (117件)
申請不要(441件)		申請必要(110件)			
		申請済(23件)	未申請(87件)		
適正(389件)	違反(52件)	適正(23件)	申請によって 適正になる (83件)	申請しても基 準不適合 (4件)	

### (2) 郊外主要沿道地区

- 【調査年月日】 平成 26 年 9 月 2 日・10 月 3 日
- 【調査箇所】 久里浜田浦線の一部 (佐原～大矢部：約 1,100m)
- 【調査結果】
 

広告物総数	1,016 件
屋外広告物総数	777 件
違反広告物数	417 件
適正掲出率	46.33%

広告物総数(1,016件)					
屋外広告物総数(777件)					屋内表示 (239件)
申請不要(231件)		申請必要(546件)			
		申請済(139件)	未申請(407件)		
適正(221件)	違反(10件)	適正(139件)	申請によって 適正になる (404件)	申請しても基 準不適合 (3件)	

## 2、中心商業地区の現状

中心商業地区においては、許可申請が不要（10㎡以下）で、条例の基準に基づいて設置されている広告物が多くみられる。しかし、条例施行前からある店舗の広告物は申請が必要だが未申請の物件もある。また、屋外広告物条例だけでなく、他法令（道路占用許可等）に違反している物件も多く、申請があっても許可できない物件もある。

中心商業地区という場所柄、建築物と道路の間に空間はほとんどなく、セットバックしている建築物の前面以外は、置き看板、のぼり旗等を設置した場合、そのほとんどが条例違反となる。

違反掲出のほとんどは、条例施行前から存在する壁面広告や袖看板などの広告物件と道路上に掲出されるのぼり旗や置き看板などの広告物件である。



建築物と道路の間に余裕がなく、掲出だけで条例違反となる

屋内から表示される広告（窓の内側から窓の外側へ向けて表示される広告及び外壁より1m以上内側で表示されている広告）も広告物総数の約18%を占め、屋外広告物条例の規制対象にならない広告も数多く存在する。

違反掲出の多数を占めるとはいえ、長年の景観美化パトロールの実施により、車歩道の境に無造作に掲出されるのぼり旗や置き看板、また、公共施設に対する管理者のわからないようなはり紙等は年々減少している。特に車道と歩道の境に掲出される危険なのぼり旗や置き看板は少なく、良好な景観は守られていると考える。

## 3、郊外主要沿道地区の現状

郊外主要沿道地区においては、大型店舗が軒を連ねており、申請が必要な物件が多い。店舗としての申請率は高く、店舗前のスペースが広いとため、広告物のほとんどは敷地内に掲出されており、歩車道上の不法掲出はほとんど見当たらない。

しかし、大きな広告物については申請している大型店舗でも、簡易な広告物（置看板、のぼり旗、広告幕、はり札）については申請されない物件も数多くみられる。それらは、違反広告物の約32%を占め、適正掲出率を下げている要因と考える。また、大型店舗は多くの広告を掲出するため、未申請の店舗があると数多くの物件が未申請状態となり、違法に掲出される割合が高くなる。

屋内から表示される広告（窓の内側から窓の外側へ向けて表示される広告及び外壁より1m以上内側で表示されている広告）も広告物総数の約24%を占め、郊外主要沿道地区においても、屋外広告物条例の規制対象にならない広告が数多く存在する。

上記で述べたとおり、広告物のほとんどは敷地内に掲出されており、景観美化パトロールにおいて除却や指導にあたる物件が少なく、良好な景観は守られていると思うが、許可申請については問題が存在する。



のぼり旗などは敷地内において掲出され、適正に管理されており、良好な景観は害していないが、未申請なものが多い。

#### 4、確認された問題点についての対応方針

##### (1) 車歩道上に掲出される広告について

景観美化パトロールを引き続き実施することにより、掲出者の意識を変え、車歩道上での掲出削減に努めたい。また、新規店舗などで車歩道上への設置が禁止されていることを知らない場合もあるので周知に努めたい。なお、自分の敷地と歩道の境を勘違いしているケースもあり、道路維持課の道の日のパトロールなどで境界の周知も実施できるように調整を図りたい。

##### (2) 未申請の大型店舗について

今まで未申請のまま営業を行っている大型店舗に対しては、条例の周知と申請に向けた指導が必要である。しかし、屋外広告物を管理しているのは、店舗を任されている店長ではなく、多くの場合が本社となっている。市内にある同系列の他店舗も調査し、併せて指導することが必要である。なお、指導にあたり、申請が必要な屋外広告物は市において調査し、すべての物件を提示して申請につなげたい。

##### (3) 申請漏れのある大型店舗について

適正に許可している店舗においても、年数が経過するに伴い、追加の物件が申請されずに設置される場合がある。現状も実施しているが、許可の継続時に追加物件がないかを申請者に確認し、設置されている場合は、速やかに申請につながるよう指導する。

##### (4) 未申請の簡易な広告物について

許可を受けて屋外広告物を掲出している店舗においても簡易な広告物は未申請となることが多い。その多くの割合を占める、のぼり旗や広告幕が申請につながらない理由は、許可期間が短く、広告塔や袖看板などと併せて申請することができず、申請

に手間がかかることに一因があると考える。

近年、のぼり旗や置き看板、広告幕はその耐久性が向上している上、安価に作成ができる。また、季節や営業に応じた内容に随時更新したり、適切な保守管理がなされる場合が多く、著しく汚染、退色、染料等のはく離、破損及び老朽化した物件は数少ない。

掲出者の申請手続きの手間を軽減し、適正な許可物件に結びつけるため、許可期間を広告塔や袖看板などと同様に3年以内とすることが可能か検討を行う。なお、3年以内の許可とした場合においても、そもそも条例第8条において、著しく汚染、退色、染料等のはく離、破損及び老朽化した物件は禁止物件となっており、条例にそぐわない状況の場合は適正な保守管理についての指導はできると考える。

## 許可、業登録、違反広告物の除却等の実績

### 1. 許可件数

種 類	新 規	継 続	合 計
広 告 板	41	71	112
広 告 塔	139	120	259
壁 面 広 告	433	382	815
屋 上 広 告 板	12	24	36
袖 看 板	39	62	101
置 き 看 板	21	14	35
屋 上 広 告 塔	12	27	39
広 告 幕 ( 3 年 )	7	9	16
広 告 幕	19	12	31
電 柱 広 告	0	2,607	2,607
アドバルーン	4	0	4
標 識 広 告	0	108	108
車 体 広 告	64	218	282
ア ー チ	0	1	1
吊 下 看 板	0	0	0
は り 紙	0	0	0
は り 札	3	0	3
立 看 板	2	0	2
の ぼ り 旗	125	131	256
バス上屋広告	0	15	15
合 計	921 物件	3,801 物件	4,722 物件
許 可 申 請 件 数	147 件	193 件	340 件
許 可 申 請 手 数 料	3,219,450 円	4,045,950 円	7,265,400 円

### 2. 屋外広告業の登録件数

(平成27年3月末日現在)

	市 内	県内 (市内除く。)	県 外	合 計
屋外広告業登録	6	0	1	7
特例屋外広告業届	26	215	383	624

### 3. 違反広告物除却件数

	種 類 別					業 種 別			
	はり紙	はり札	立看板 置看板	のぼり 旗	合計	不動産	金 融	その他	合計
委託業者	151	80	83	1	315	95	4	216	315
直 営	15	9	6	0	30	14	0	16	30
協力員	244	50	1	0	295	12	0	283	295
合 計	410	139	90	1	640	121	4	515	640

### 4. 広告景観推進協力員の活動

実施日時	集合場所	対象地区	実施内容	参加人数
4月16日(水) 午後2時	京急久里浜駅改札口	久里浜駅周辺	ケイビパト	9人
5月15日(木) 午後2時	京急追浜駅改札口	追浜駅周辺	ケイビパト	8人
6月17日(火) 午後2時	京急北久里浜駅改札口	北久里浜駅周辺	ケイビパト	8人
7月9日(水) 午後2時	JR衣笠駅改札口	衣笠駅周辺	ケイビパト	7人
8月1日(金) 午後2時	京急堀ノ内駅改札口	堀ノ内～中央	ケイビパト	5人
8月19日(火) 午後2時	市役所3号館3階 302会議室	—	意見交換会	7人
9月10日(水) 午後2時	追浜、中央及び久里浜地区		屋外広告の日 キャンペーン	14人
10月16日(木) 午後2時	京急北久里浜駅改札口	北久里浜駅周辺	ケイビパト	8人
11月18日(火) 午後2時	JR衣笠駅改札口	衣笠駅周辺	ケイビパト	5人
12月12日(金) 午後2時	市役所前公園	中央駅周辺	ケイビパト	11人
1月14日(水) 午後2時	京急久里浜駅改札口	久里浜駅周辺	ケイビパト	10人
2月12日(木) 午後2時	京急追浜駅改札口	追浜駅周辺	ケイビパト	10人
3月10日(火) 午後2時	JR衣笠駅改札口	衣笠駅周辺	ケイビパト	5人

※ 広告景観推進協力員数 20人(平成27年3月末日現在)

※ パトロール12回実施。意見交換会1回実施。



景観重要樹木の指定方法について

---

## 景観重要樹木の指定について

---

### 1. これまでの指定

H21～H25 市立の小中学校等のアンケート結果をもとに、指定をおこなった。

H24、H26 まちづくり協議会の推薦を受けて指定をおこなった。

これまでは市が管理している樹木の指定のみ（パンフレット参照）

### 2. 今後の指定

昨年度開催した横須賀市景観審議会において、これからは民間を含む地域の樹木を指定すべきとの意見が出された。

地域における景観上重要な樹木の指定を行う方法として、以下を検討している。

- ・各地域運営協議会から推薦された樹木
- ・神社・寺・ショッピングモール・マンション管理組合から推薦された樹木
- ・街中の街路樹や駅前広場の樹木
- ・景観百選の写真に写っている樹木（横須賀アリーナ周辺の並木、走水水源地の桜並木、観音崎の森、等覚寺の枝垂桜、通研通りの桜並木、衣笠山公園の桜、市営公園墓地の並木など）
- ・大木や百年以上経っている歴史のある樹木

#### ※民間の樹木を指定する際の課題

（景観法第2章第3節第2款）

第31条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

第33条 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

⇒景観重要樹木は、法で現状変更の許可制と所有者への管理義務がかけられている。

また、管理に対する補助制度が整備されていない等、所有者に対してメリットを感じないものとなっている。

### 3. 庁内の調整

市のみどり行政（環境政策部自然環境共生課）では、昨年度「横須賀市みどりの基本計画」改定骨子が決定され、樹木保存法に基づいた「保存樹木指定の検討」が新規に追加された。生物多様性や景観に優れた樹木や樹林を指定する検討を行なっていく。

「景観に優れた樹木」の指定という景観重要樹木と同様な目的も含む指定のため、今後、景観重要樹木と保存樹木の指定の棲み分けについて検討する。

**都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(抜粋)**  
**(昭和三十七年五月十八日法律第四百四十二号)**

最終改正:平成一六年六月一八日法律第一一一号

(目的)

**第一条** この法律は、都市の美観風致を維持するため、樹木の保存に関し必要な事項を定め、もつて都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的とする。

(保存樹等の指定)

**第二条** 市町村長は、[都市計画法](#)（昭和四十三年法律第百号）[第五条](#)の規定により指定された都市計画区域内において、美観風致を維持するため必要があると認めるときは、政令で定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を保存樹又は保存樹林として指定することができる。

2 市町村長は、前項の指定をするときは、その旨を当該保存樹又は保存樹林の所有者（以下単に「所有者」という。）に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる樹木又は樹木の集団については、適用しない。

一 [文化財保護法](#)（昭和二十五年法律第二百四十四号）[第九十九条第一項](#)、[第一百条第一項](#)又は[第八十二条第二項](#)の規定により指定され、又は仮指定された樹木又は樹木の集団

二 [森林法](#)（昭和二十六年法律第二百四十九号）[第二十五条](#)又は[第二十五条の二](#)の規定により指定された保安林に係る樹木の集団

三 [景観法](#)（平成十六年法律第百十号）[第二十八条第一項](#)の規定により指定された景観重要樹木

四 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又は樹木の集団で前三号に掲げるもの以外のもの

(指定の解除)

**第三条** 市町村長は、保存樹若しくは保存樹林が前条第三項各号の一に該当するに至つたとき、又は保存樹若しくは保存樹林について滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 市町村長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保存樹又は保存樹林の指定を解除することができる。

3 所有者は、市町村長に対し、保存樹又は保存樹林について前項の規定による指定の解除をすべき旨を申請することができる。

4 前条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定により指定を解除する場合について準用する。

(標識の設置)

**第四条** 市町村は、保存樹又は保存樹林の指定があつたときは、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(所有者の保存義務等)

**第五条** 所有者は、保存樹又は保存樹林について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない。

2 何人も、保存樹又は保存樹林が大切に保存されるように協力しなければならない。

(所有者の変更等の場合の届出)

**第六条** 保存樹又は保存樹林について、所有者が変更したときは、新たに所有者となつた者は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

2 保存樹又は保存樹林が滅失し、又は枯死したときは、所有者は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(保存樹等に関する台帳)

**第七条** 市町村長は、国土交通省令で定めるところにより、保存樹及び保存樹林に関する台帳を作成し、これを保管しなければならない。

(報告の徴取)

**第八条** 市町村長は、必要があると認めるときは、所有者に対し、保存樹又は保存樹林の現状につき報告を求めることができる。

(市町村長の助言等)

**第九条** 市町村長は、所有者に対し、保存樹又は保存樹林の枯損の防止その他その保存に関し必要な助言又は援助をすることができる。

(報告、勧告等)

**第十条** 都道府県知事は、市町村長に対し、保存樹若しくは保存樹林に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は保存樹若しくは保存樹林の指定その他その保存に関し必要な勧告、助言若しくは技術的援助をすることができる。

## 景観法（抜粋）

（平成十六年六月十八日法律第百十号）

最終改正：平成二六年六月二七日法律第九二号

### （景観重要樹木の指定）

**第二十八条** 景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針（次条第三項において「指定方針」という。）に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令（都市計画区域外の樹木にあつては、国土交通省令・農林水産省令。以下この款において同じ。）で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として指定することができる。

- 2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、その指定をしようとする樹木の所有者（所有者が二人以上いるときは、その全員。次条第二項及び第三十条第一項において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 3 第一項の規定は、[文化財保護法](#)の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

### （景観重要樹木の指定の提案）

**第二十九条** 景観計画区域内の樹木の所有者は、当該樹木について、良好な景観の形成に重要であつて前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。この場合において、当該樹木に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

- 2 景観整備機構は、景観計画区域内の樹木について、良好な景観の形成に重要であつて前条第一項の国土交通省令で定める基準に該当するものであると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ当該樹木の所有者の同意を得て、景観行政団体の長に対し、景観重要樹木として指定することを提案することができる。
- 3 景観行政団体の長は、前二項の規定による提案に係る樹木について、指定方針、前条第一項の国土交通省令で定める基準等に照らし、景観重要樹木として指定する必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

### （指定の通知等）

**第三十条** 景観行政団体の長は、第二十八条第一項の規定により景観重要樹木を指定したときは、直ちに、その旨その他国土交通省令で定める事項を、当該景観重要樹木の所有者（当該指定が前条第二項の規定による提案に基づくものであるときは、当該景観重要樹木の所有者及び当該提案に係る景観整備機構）に通知しなければならない。

- 2 景観行政団体は、第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定があったときは、遅滞なく、条例又は規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

(現状変更の規制)

**第三十一条** 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 第二十二條第二項から第四項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同條第二項及び第三項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

(原状回復命令等についての準用)

**第三十二条** 第二十三條の規定は、前條第一項の規定に違反した者又は同條第二項において準用する第二十二條第三項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第二十三條第一項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

- 2 第二十四條の規定は、前條第一項の許可を受けることができないために受けた景観重要樹木の所有者の損失について準用する。

(景観重要樹木の所有者の管理義務等)

**第三十三条** 景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。

- 2 景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。

(管理に関する命令又は勧告)

**第三十四条** 景観行政団体の長は、景観重要樹木の管理が適当でないため当該景観重要樹木が滅失し若しくは枯死するおそれがあると認められるとき、又は前條第二項の規定に基づく条例が定められている場合にあつては景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要樹木の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

(指定の解除)

**第三十五条** 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、第二十八條第三項に規定する樹木に該当するに至ったとき、又は滅失、枯死その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

- 2 景観行政団体の長は、景観重要樹木について、公益上の理由その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

- 3 第三十條第一項の規定は、前二項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

## 横須賀市景観計画(抜粋)

### 第4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

#### 1 景観重要建造物

当該建造物の外観の景観上の特徴が、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 外観が伝統的様式や技法で建造され、横須賀の歴史・生活・文化の感じられるもの
- (2) 周辺景観の核となり街並みの雰囲気を醸し出しているもの
- (3) 建造された時代の典型であるもの
- (4) 建造後概ね50年を越えるもので、現在も活用可能なもの

#### 2 景観重要樹木

当該樹木の樹容が、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 由緒、由来のあるもので、健全で樹形等が美観上優れているもの
- (2) 市民に親しまれ、周辺景観の核となっているもの

横須賀市景観審議会規則、運営要領

---



## ○横須賀市景観審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市景観審議会（以下「審議会」という。）の運営については、横須賀市景観条例（平成16年横須賀市条例第24号）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員長)

第2条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第4条 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴く事ができる。

(専門部会)

第5条 審議会に専門的な事項を検討するため、専門部会を置く。

2 専門部会の委員は、委員長が指名する委員をもって充てる。

(部会長)

第6条 専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、専門部会委員の互選により選出する。

3 部会長は、専門部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第2条第2項及び第3項、第3条並びに第4条の規定は、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

## ○横須賀市景観審議会運営要領

(趣旨)

第1条 横須賀市景観審議会（以下「審議会」という。）の運営については、横須賀市景観条例（平成16年横須賀市条例第24号）及び横須賀市景観審議会規則（平成16年横須賀市規則第51号）並びに情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 委員長は、会議の7日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長は、議案が法人及び個人の権利関係に重大な影響を与える場合や審議会の秩序の維持のため必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

2 審議会の開催については、あらかじめ市民等へ周知する。

(傍聴人の決定)

第4条 審議会を傍聴しようとする者は、審議会当日の開会時刻30分前から10分前までに審議会開催会場前に集まるものとする。

2 傍聴人は、10人以内とする。ただし、開会10分前の時点で定員を超えた場合は、直ちに抽選で傍聴人を決定する。

3 傍聴人には、傍聴証（別記様式）を交付する。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴証を常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には、事務局に返還しなければならない。

2 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) コンピュータは使用しないこと。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

3 傍聴人が前項各号の遵守事項に違反したときは、委員長はこれを制止し、命令に従わないときは、退場させることができる。

(議事録)

第6条 委員長は、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催の日時、場所及び議案
- (2) 出席した委員及び関係者の氏名
- (3) 傍聴人の人数
- (4) 議事の要旨
- (5) その他委員長が必要と認めた事項

3 議事録には、委員長が指名した議事録の署名委員2人が署名する。

(委員長への委任)

第7条 この要領に定めのない事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

別記様式(第4条第3項関係)

No. _____	横須賀市景観審議会
<b>傍 聴 証</b>	
平成 年 月 日限り有効	
(お帰りの際は、事務局へお返し下さい。)	